

令和 5 年度第 2 回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
令和 5 年 9 月 27 日（水）
午後 2 時～午後 3 時 22 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
（公財）調布ゆうあい福祉公社 相談室
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 7 名
- 5 審議事項
 - 議案第 2 7 号 専決処分の承認について（令和 5 年度収支補正予算第 2 号）
 - 議案第 2 8 号 専決処分の承認について（役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正）
 - 議案第 2 9 号 職員の育児休業等に関する規程の改正（案）について
 - 議案第 3 0 号 職員の介護休業等に関する規程の改正（案）について
 - 議案第 3 1 号 職員就業規則の改正（案）について
 - 議案第 3 2 号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について
 - 議案第 3 3 号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について
 - 議案第 3 4 号 家事援助ヘルパー就業規則の改正（案）について
 - 議案第 3 5 号 職務限定職員就業規則の改正（案）について
 - 議案第 3 6 号 令和 5 年度第 1 回臨時評議員会の招集について
- 6 報告事項
 - 報告第 3 号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について

(1) 会議成立の報告

冒頭で理事長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議事録署名人の確認

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3) 審議事項

ア 議案第 2 7 号 専決処分の承認について（令和 5 年度収支補正予算第 2 号）
事務局より次のように説明があった。

「本補正は、令和 5 年度の認知症サポーター養成講座受託事業について、令和 4 年度末に理事会にて予算の承認をいただいた後に予算額の変更があり、調布市との契約額に修正する必要があったため、専決処分にて予算の補正を行っている。

収支補正予算書 5 ページ、収入については、中段にある小科目 1 受託事業収入の 5 認知症サポーター養成講座受託収入を 5 万円減額する。費用については、下段にある小科目 5 の認知症サポーター養成講座事業費で、給料手当支出ほか 4 科目で、合計の 5 万円を減額している。

補正日は、令和5年4月1日となっている」。

理事より、「内容のことではないが、3ページの事業別集計のところは、単位が抜けている。

前のページは「円」だが、これは「千円」だと思うので、単位を入れたほうがよいかと思う」との指摘があり、事務局より、「おっしゃるとおり、単位が抜けている。こちらは千円単位の表記になっているので、訂正する」との回答があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

イ 議案第28号 専決処分の承認について（役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正）

事務局より次のように説明があった。

「本件は、調布市の制度に準拠している常勤役員の報酬について引き上げるものである。新旧対照表、別表第1の報酬月額を、32万円から35万8,000円に改めるものである」。審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ウ 議案第29号 職員の育児休業等に関する規程の改正（案）について

エ 議案第30号 職員の介護休業等に関する規程の改正（案）について

オ 議案第31号 職員就業規則の改正（案）について

カ 議案第32号 嘱託職員等就業規則の改正（案）について

キ 議案第33号 ホームヘルパー就業規則の改正（案）について

ク 議案第34号 家事援助ヘルパー就業規則の改正（案）について

議案第29号から議案第33号までは、育児・介護休業法の改正に伴う規程の改正に関する案件、また、議案第32号から議案第34号までは、東京都最低賃金の改正に関する案件で、それぞれ関連する内容となるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

「議案第29号は、令和4年4月に改正された、いわゆる育児・介護休業法の段階的な改正に伴い、職員の育児休業等に関する規程を改正する必要があるため提案するものである。新旧対照表1ページ、第2条、育児休業の対象者について、これまで非常勤職員について明示されていなかったが、今回、法改正を受けて、有期雇用の職員で、子が1歳6カ月に達する日までに労働契約の期間が満了し、更新されないことが明らかでない職員は、育児休業の取得が可能となった。

続いて、第3条第2項において、育児休業の定める期間について、これまで原則1回限りであったが、2回まで分割取得が可能となった。

続いて、3ページ、第6条から第9条において、出生時育児休業、いわゆる産後パパ育児の取得が可能となった。具体的には、出生後8週間のうち4週間を限度として2回取得できる。

続いて、5ページ、第18条、第19条において、出産支援休暇、育児参加休暇の取得が可能となった。

続いて、7ページ、第20条において、職員に向けて育児休業に関する研修の実施や相談体制の整備など、勤務環境の整備に関する措置について定めた」。

「議案第30号は、育児・介護休業法の改正に伴い、職員の介護休業等に関する規程を改

正する必要があるため提案するものである。

新旧対照表 1 ページ, 第 2 条, 介護休業の対象者の項目において, これまで非常勤職員についての明示がされていなかったが, 法改正を受けて, 有期雇用の職員で, 介護休業開始予定日から 93 日を経過する日から 6 カ月を経過する日までに, 労働契約の期間が満了することが明らかでない職員は, 介護休業の取得が可能となった」。

「議案第 31 号は, 育児・介護休業法の改正について, 新旧対照表 1 ページ, 第 32 条で出生時育児休業を, 第 41 条の 7 で出産支援休暇を, 第 41 条の 8 で育児参加休暇をそれぞれ表記し, 文言を整理した」。

「議案第 32 号は, 令和 5 年 10 月 1 日から, 東京都最低賃金の引き上げに伴い, 嘱託職員等賃金表の単価について, 最低賃金を上回る額に改正する必要があること, また, 育児介護休業法の改正に伴い, 嘱託職員就業規則を改正する必要があるため提案するものである。

新旧対照表 1 ページ, 育児・介護休業法の改正について, 第 28 条で出生時育児休業を, 第 33 条で出産支援休暇及び育児参加休暇を, それぞれ表記した。最低賃金について, 令和 5 年 10 月 1 日を発効日として, 現行の 1,072 円から 41 円引き上げ, 1,113 円とすることについて官報公示された。このことから, 別表第 2 の 1, 嘱託職員賃金表及び 2 臨時職員賃金表の事務・運転手, それぞれの単価を 40 円引き上げるものである。併せて, 2 臨時職員賃金表上の, 介護士・ホームヘルパー, 看護師, 保健師の単価について, 嘱託職員と臨時職員間の単価差及び業種間の単価差を整理した」。

「議案第 33 号は, 育児介護休業法の改正について, 新旧対照表 1 ページ, 第 28 条で出生時育児休業を, 第 33 条で出産支援休暇及び育児参加休暇を, それぞれ表記した。また, 最低賃金にかかわる改正について, 別表第 2, ホームヘルパー職員賃金表のその他の項目の単価を 1,120 円に改めるものである」。

「議案第 34 号, こちらも, 最低賃金にかかわる改正について, 新旧対照表 1 ページ, 第 17 条の表で, 家事援助業務の単価及びその他業務の単価を, それぞれ 1,120 円に改めるものである」。

理事より, 「東京都の最低賃金が毎年この時期に変わり, その都度こうしてやるということは, 大変な事務作業でもあるので, 東京都の最低賃金に合わせるという感じの書き方にすると, その都度しなくていいのかなと思った。そうなってくると額の問題があるので, それもまた厳しいのかなど。もし本当にそのままよければ, 「最低賃金」と書いたほうがよかったのかなど思ったりした」との意見があり, 事務局より, 「調布市の賃金も毎年の改定で, 端数を切り上げて最低賃金を決定しており, それに公社も準ずる形でこれまで来ているので, 今後, 「最低賃金」にするのか, 端数を合わせて調布市と一緒にするのかというところも含めて, 検討していきたい」との回答があった。

議案第 29 号から議案第 34 号について, 各議案ごとに審議の結果, すべて原案どおり出席理事全一致で可決し, 承認された。

ケ 議案第 35 号 職務限定職員就業規則の改正 (案) について

事務局より次のように説明があった。

「本件は, 職務限定職員の割増賃金の算定基礎について, 法令・規則に沿った運用を行う

ため、改正について提案するものである。

新旧対照表、別表第3の時間外勤務手当等で、これまで時間単価について、給料と地域手当としていたが、今後は、職務手当、資格手当を算定基礎に追加する。

施行日は令和5年10月1日、適用日は令和5年4月1日となる」。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

コ 議案第36号 令和5年度第1回臨時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第18条の規定により理事会の決議に基づいて理事長が招集することになっている。このことから、令和5年9月28日（木曜日）午後2時より、事業等の執行状況についてご報告のため、第1回臨時評議員会の開催についてお願いするものである」。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

(4) 報告事項

ア 報告第3号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について

理事長より次のように報告があった。

「令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の行動制限も緩和され、公社では、上半期に予定をしていた会議や勉強会、各種イベント等も順調に実施することができた。

4月から新規に委託を受けた「ヤングケアラー支援事業」についても、所管の調布市子ども家庭支援センターすこやかと二人三脚で、事業展開を開始した。主な活動は、事業等に関する広報と、情報収集及び実態の把握であった。現在、16件程度の世帯を支援対象として認識しており、そのうち4件は、実際に支援が必要な世帯と考えている。今後は、面談や訪問を継続しながら、必要な支援につなげたいと考えている。

第3次中期計画については、今般、概要版（案）を策定したので、理事の皆様には、資料2としてお渡しする。ご一読いただき、ご意見・ご質問等を頂戴したい。

また、BCP計画については、順調に毎月、委員会を開催し、震災編、風水害編を完成させた。現在は、感染編を作成中である。6月には、各職員への周知を兼ね、震災編に関し、全体研修を実施した。11月にも、風水害編と感染編に関し、全体研修を実施する予定である。

8月には、所管の高齢部門を交え、調布市の副市長と、「公社の現状と課題」について意見交換を行った。私からは、公社の直面する最大の課題として、協力会員等ボランティアを含めた人材確保の困難について説明を行った。副市長からは、公社の創設した「職務限定正社員制度」の活用状況に関し、質疑があったほか、ボランティアに関し、調布市が相互協力協定を締結する大学に対し、協力呼びかけを行う旨の提言があった。また、従前からの協議事項である調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業の仕様の見直しについては、令和6年度に実施する方向で合意した。

その内容であるが、現行の3事業、1つ目は認知症対応型通所介護、2つ目は通所介護及び総合事業通所型サービス（国基準）、3つ目は総合事業通所型サービス（市基準）のうち、2つ目の通所介護及び総合事業通所型サービス（国基準）については、市内にお

いて、実施する主体となる事業者が既に充足していることから、公社では一旦休止（休業）とする。他の2事業については、引き続き実施をするが、特に総合事業通所型サービス（市基準）については、調布市の施策であることから、定員を拡充し、全市的な事業展開を目指す。

市の所管部門においても必要な調整を終えたとのことなので、10月以降、ご利用者様やそのご家族様、また、関係機関等には、丁寧な説明を行っていく。

最後に、自主3事業の収支状況である。

居宅介護支援事業は、大変厳しい状況が続いているが、ここに来てようやく、職務限定の正社員に充足の目途が立ち、11月には特定事業所加算を取得する方向で、現在、担当職員等が頑張っているのも、まだまだ不確定な要素も多いが、年度の前半の赤字を後半で少しでも挽回できるよう努める。

他の2事業の収支については安定しているが、令和5年度の自主3事業総体での収支決算については大変厳しいものと推察している。

なお、訪問介護支援事業では、新たに、養育支援訪問事業と若年がん患者在宅療養支援事業を開始するなど、新規事業への参入を推進した。また、担当職員の頑張りで要件を満たしたことから、11月には特定事業所加算を取得する予定である。

常務理事より次のように報告があった。

「まずもって、念願であった「職務限定の正社員制度」の活用がかなったことは、令和5年度上半期における最大の成果であったと自負をしている。この制度については、公社積年の課題である「自主事業の安定経営」に強く資するものとして、我々としても期待大であり、担当職員も相当に知恵を絞り、その制度設計には尽力をした。その運用が、令和5年4月に、訪問介護支援事業において、サービス提供責任者の職員が任用変更で開始できたことを皮切りに、7月には居宅介護支援事業でも1人確保ができ、順調に進んだことは、何よりの僥倖であった。

居宅介護支援事業では、さらに10月にも、同制度を活用し、職員を1人増員する予定で、これにより「人員の確保」という大きな課題解消にも一定の目途が立ちつつあり、併せて、特定事業所加算の再取得についても、動き出しを開始したところである。

これで一挙に「赤字解消」というわけにはいかないが、下半期に、確保できた人材の方々が存分に活躍できるように環境を整え、収支の乖離を少しでも挽回できるよう努めていく。

資料5、上段で、調布市との合意を経て、所管の高齢部門による関係部署との調整も整ったことから、「国領高齢者在宅サービスセンター事業」の変更点を説明する。

現在実施しているのは3つのサービス種別で、定員がそれぞれ20人、12人、15人である。令和6年度からは、そのうち、通所介護・総合事業（国基準）について、調布市内での民間事業者が充足したことを受け、休止とする。一方で、総合事業（市基準）については、調布市の施策でありながら、参入する事業者の増が見込めないことから、公社の定員を30人に拡充し、事業の拡大を図る。

次に中段、「地域密着型認知症対応型、通所介護ぶちぼあん事業」については、調布市議会の承認が必要である等のことから、現在はまだ確定事項ではない。しかしながら、所管の高齢部門とはその方向性に関し合意がなされていることから、今回、資料に記載し、

ご説明する。

事業形態・定員等に変更はない。ただ、事業主体を公社から調布市に移行し、公社の自主事業から調布市の委託事業に変更する。これにより、事業の安定化とともに、継続性の担保を図ろうとするものである。令和6年度からの実現を目指し、引き続き所管の高齢部門と連携を図っていく。これについては情報提供である。

下段、「今後のスケジュール」であるが、今理事会並びに明日の評議員会でご説明の後、10月以降、上段の国領高齢者在宅サービスセンター事業の変更点については、ご利用者様及びご家族様、またケアマネジャー等の関係者や関係機関等への周知を開始する。特に、ご利用者様及びご家族様へは丁寧な説明を心がけ、スムーズな次の事業所等への移行などへおつなげしていく。

続いて、資料6、令和5年度の福祉講演会の案内である。

今回は、令和5年度に新規事業として、ヤングケアラー支援を調布市から受託したこともあり、「ヤングケアラーを知ろう」のテーマで、現に最前線でヤングケアラーの支援に取り組まれておられる田中悠美子氏をお招きすることとした。

次に、資料7、10月の「ほっとらいん」で広報をする予定であるが、職員の発案で、今般、フードドライブ並びに制服リユースの受付場所の一つとして、公社も手挙げをした。今後も職員のアイデアを積極的に取り上げ、地域貢献の一翼を担っていく。

最後に、情報提供である。

この7月に、食事サービスを担っていただいている協力会員、約70人の方々を対象に、その活動状況に関するアンケートを実施した。これは、高齢化の著しい調理部門、また、年齢的な制約のある配達部門において、定年の延長等も含め、協力会員制度について、改めて実際の活動者たる皆様の声を伺い、幅広く議論を深めるきっかけをつくろうとの思いから実施をしたものである。

今回のアンケートを口火に、引き続き、なるべく多くの協力会員の方々から、忌憚のないご意見・ご提言をいただき、より時流に即した協力会員活動・制度を模索していきたいと考えている」。

事務局より、令和5年度4月から7月までの財務執行状況及び自主事業の月次損益推移について、報告があった。

「資料3、1ページ、上段、1概要について、令和5年4月1日から令和5年7月31日までの執行状況である。「執行額」と「合計」がぶつかるところで、まず収入は2億2,388万円余となった。支出が1億6,005万円余、その下「収支差額」というところが6,382万円余となっている。こちらの収支差額がかなり大きく、過大に表れているが、補助金・委託金が期の前に入っていることで、執行のほうが後からで、文字に大きく出ているということでご理解を願いたい。

続いて、下段の2財源別集計で、まず補助事業等について、中段あたりの事業費人件費については、右側の「前年対比執行率増減」と書いてあるところで、5.5%増となっており、金額が大きくなるので、主な理由等をご説明すると、欠員等の充足が進み、執行が上がっているということである。

下段の一般管理費トータルでは9.9%増で、その内訳、管理事務費、人事管理費と続くが、人事管理費が前年対比で20%程度増ということで、こちらの理由としては、採用に

かかる広告費用とか、システム管理にかかるシステムの費用がかかっているという状況である。

このほか、執行状況について、2 ページ、受託事業、3 ページ、自主事業と続くが、受託事業については大きな変動はない。また、自主事業については、この後、執行状況等を踏まえてご説明があるので、ここでは割愛する。

5 ページ以降の収支計算書節科目集計については、後程ご確認を願いたい。

事務局より、令和5年度自主事業月次損益推移表及びモニタリングシートについて、次のように報告があった。

「資料4、2枚目の「見込有り」で、4月から7月までの自主事業における実績及び決算見込の状況を表している。

初めに、訪問介護事業については、処遇改善加算を加味した実質収支差額について、88万円余の黒字を見込んでいる。真ん中あたりの「モニタリング項目」と書かれている段の右のほうへ行き、一つ上、88万790円といった部分に当たる。

令和4年度に障害者訪問介護事業を休止したが、現在は休止前に近い収入額となっている。また、記録システムを導入し、業務の効率化を進めている。そのほか、介護職カフェの継続的な実施や研修の内容の充実により、事業所内外の活性化を図っている。

次に、居宅介護支援事業である。

同様に、「モニタリング項目」の行を右のほうへ行き、合計のところ、収支差額は613万円余の赤字を見込んでいる。限定職員の確保の目途がついたことから、令和5年11月からの特定事業所加算取得を目指し、準備をしている。モニタリングシートにおいても、11月より収入額に反映させている。ただ、件数増による増収については反映させていないため、今後は、月々の赤字額は減ると見込んでいる。

次に、裏面のデイサービスぷちぼあん事業である。同様に、「モニタリング項目」という行を右へ行き、一つ上に合計額が出ている。実質収支額は197万円余の黒字を見込んでいる。新規利用の獲得を積極的に行い、稼働を維持して、収支安定に寄与できるよう努めているところである。

現状で、3事業合計327万円余の赤字を見込んでいる。一番下のところ、3事業収支合計①の右のほう、「合計」の欄、マイナス327万5,764円と書かれているところになる。来年度のぷちぼあんの委託化がかなうと、2事業での収支均衡が前提となる。各事業の独立採算を目指し、今後も運営状況の把握管理に努めていく。

参考資料として添付している、資料1-2、「令和5年度事業進捗状況（4月～7月実績）」は、後程ご確認願いたい。

理事より、「これから展開しようとする市基準のデイサービスは、とりあえず今市基準で通っていらっしゃる方はそのまま通われる、それから新たにほかの方を募集する、ということでのよいのか」との質問があり、事務局より、「はい」との答弁があった。

理事より、「今の市基準の方は、お食事などは出さないということで、そういう形態をこれからはもっと長くやるのだとか、そういうプランはもう立っているのか」との質問があり、事務局より、「現状の市基準のプログラムは、変える予定はない。ただ、市基準の方は、短い時間でお帰りになる中で、今、通所介護総合事業の国基準が休止となると、お弁当のほうは少しゆとりが出ると思い、それを持って帰っていただくようなシステムが

できないかなど。もちろんお金はいただくのだが、そういったことも考えている」との答弁があった。

理事より、「デイサービスの場所なども相当空き空きになると思うが」との質問があり、事務局より、「フロアに関しては、実際に配置上の場所等も多分変わっていくと思う。空いたスペースに関しての活用方法も現在考えてはいる。安全衛生委員会のほうからも、職員の食事をする場所、休憩等をできる場所等がないとか、ボランティアさんがミーティングするような場所も、今現在小さなスペースでやっていたりするので、そういったものに活用できないかと考えている」との答弁があった。

理事より、「市基準の方々の集い方というか、活動の仕方が、もう少し長くなるとか、そういうプランはおありか」との質問があり、事務局より、「以前は長い時間でやっていたが、コロナ禍の中で、今の短い時間のものが定着している。あとは、市内全域に広げていきたいとなったときに、バスストップといった形で、送迎も考えており、プログラム上、短い状態で現状のまま行くほうが望ましいかなど考えている。高齢のほうから、施策として、もう少し市基準を何とかできないかというお話があったので、中身については、公社だけではなくて、高齢課のご意見をいただきながら、なるべくいろんなアイデアを出して、お弁当を活用したり、今の車を活用したりということをやって、公社の事業が全市的な展開ができるようなことを工夫していきたいと思っている」との答弁があった。

理事より、「公社のデイサービスというのがかなり小さくなってしまうと、そこに携わっておられたヘルパーさん、職員さんたちは、どうなるのか」との質問があり、事務局より、「職員に関しても、実は今人材不足で、事業としてどちらかに集中しなければいけないかなというのも正直考えているところである。あとは、今やっている通所介護と言われる部分が市内で充足しているというところで、そこは民間の企業さんなどにお任せして、そうではない、施策として、委託事業としてというところを伸ばしていくというふうに考えており、そちらに力を入れるので、職員に関しても、そちらに集中して移っていただくようなイメージをしている」との答弁があった。

理事より、「協力会員にアンケートをして、どんな意見が出たのか」との質問があり、事務局より、「アンケートについてまだ集計中なので、全てお答えはできないが、協力会員さんのお食事サービスを担う配達と調理の約70人にアンケートをとった。設問としては、定年の延長とかも含めて、まだまだ定年後も活動できるという方もいらっしゃるのですが、実際、皆さんがどのようにお感じになっているかというところも聞きたかったので、どのくらいの年齢まで、適切に、元気に働けるか、活動できるかということアンケートでとってみた。あと、協力会員活動の意義とか目的とか価値観といった部分も含めてとっている。あとは、公社に対する要望とか期待。そういった内容で全体的にいただいている。

特徴的なところで、配達の方々は、どのくらいまで活動できるかというのは、75歳を超えてもまだまだ元気だから活動したいという方が5割ぐらいいらっしゃった。反面、調理は、75歳までで活動は終了したいという方が78%、約8割であった。その理由としては、体力・気力の限界、安全上の理由、活動のハードさ、他者に迷惑をかけたくない、家族・家の事情、そういったものが大半を占めている。配達よりも調理のほうが、4時間、活動に集中して入るし、調理活動という、プロ並みのことをやっているというところ

ろでは、こういった差が出ているかなと認識をしている。

あと、公社のほうで 365 日お食事サービスをやっており、それを、いわゆる協力会員としての自負、誇りとして活動してくださっているのです、去年あたり、メンテナンスで一時間お休みしたが、それすら、公社は 365 日やるのが自分たちの誇りなのに、休むことに対して、周りのみんなは、オーケーだ、休んでもいいという方が増えてきているから、今後、協力会員としても、そういう思いをみんなにどう伝えていくべきかというところを感じるというご意見や、実際問題、今、ローテーション、シフトを組むのが大変なぐらいで、公社の今の食数を維持するのが難しいと思っている方々も多い。そういう方々は、お昼だけにするとか、日曜をお休みにするとか、具体的にそういうことを考えてほしいというお考えの方もいらっしゃる。それ以外に、協力会員さんとしてたくさんの思いとか価値観があって、それをどう尊重しながら、これからの公社の食事サービスを続けていけるのかなというのを、一緒にこれから考えていければと思っている」との答弁があった。

理事より、「どのように協力会員を増やしていこうかということだが、よほどの努力をなさっているのはよくよく分かっているが、本当にどうしたらいいのだろうと思う。今度、新聞をつくって配布を年に何回かするが、そういうのが、私から見ると、ワンパターン化しているかなと思っていて、あの中にも、「そうなのか」「へえ～」というような記事をもう少し盛り込むとか、今まで、私たち、こうやっています、これで仲間もできて楽しいですというような、それが基本なのだが、どうしたらもう少し目を引くかなと思う」という意見があり、事務局より、「大変難解だと思っている。広報というか、公社の活動を知っていただくことがまず大前提であり、その手法としての活動は様々している。広告は 2 年間続けて、今、休止しているが、最近、おなかまランナーさんの募集の広告を試みたり、協力会員さんのネットワークで、東日本大震災のときに始まった、調布エリアでの災害ネットワークみたいなフェイスブックに 8,000 人ぐらい登録されているようなので、その方々に公社の活動を知ってもらうことで、フェイスブックを活用した宣伝を試みたりとか、新たな取組、口コミで広がっていくようなことも結構効果が大きいと思う。新しいことにチャレンジをしているが、実際、数がどんどん増えるということではない。副市長からも若者向け、学生向けの宣伝にも力を入れてという提言もあった。最近、学生の方 4、5 人に協力をいただいているので、やれることは何でもやって、いろいろアイデアを皆様からいただければと思う」との答弁があった。

理事より、「私も、短い間だったが調理の経験をしてきたので、とても難しいというのはよく分かる。大きなお鍋で、重労働である。お食事を提供するという責任、衛生面、それぞれにおいてすごく重責だとは思う。若い方たちにも理解していただくような何か取組、それから、ゆうあいの食事提供の一番最初の第一歩が、出汁から全部、煮干しでとって、昆布でとってという、そこをもっと強調して、お食事をとってくださる方たちに、家庭の味というか、寄り添っているというところをもっと押し出していいのではないかと。すごく自慢になるところだと思う。

働いていらっしゃる方たちは、365 日お弁当を出すのだというプライドを持ってやっていた。そういう精神を、次に入ってきた方々に押しつけるのはいけないなというのは分かっているが、ジレンマで苦しんでいらっしゃる方も随分いるので、理解してもらいな

がらお仕事をしてもらおう、そういう場があってもいいのではないか」との意見があった。理事より、「今、利用会員の方々は、65歳以上か。60歳以上か」との質問があり、事務局より、「明確には決めていないが、高齢者、65歳以上の方々である」との答弁があった。理事より、「あと、子育てとか。取っ払って見たらどうか。それから、口コミというのはすごく大きいと思う。だから、報奨制度みたいな感じで、とってくださっている方から行くという。時々チラシなんかを入れて、ご紹介くださいみたいなこともしていると思うが、人から人につながっていくというのも大いに活用したいなど。それは利用してもらおう数のほうだと思うが、デイサービスで今度使わないとなると、すごく不安である」との意見があった。

理事より、「場所が空くのであれば、その日の何食かは自由に食べられるようにするとか、テラスで、出店をつくってショーウィンドウの中に並べておくなどしてはどうか」との意見があり、事務局より、「たくさん出てきそうなので、何かそういう話す機会をつくりたい。これからアンケートの集計をし、今年中、また来年にかけて、協力会員の方々や利用会員の方々を含めて、皆様のお声をいただき、会員制度自体、これからどう発展させていくのかということを検討していきたい。その際にはまた皆様からもご意見等、アイデアをいただきたい」との答弁があった。

報告のとおり、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。